

令和3年9月10日

保護者 各位

群馬県立桐生特別支援学校
校長 小林 一彦

9月13日以降の県立特別支援学校の対応について

初秋の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、全国的な新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が続く中、本県が8月20日（金）から9月12日（日）までの間、緊急事態宣言の対象地域に指定されたことを受け、県立特別支援学校におきましては児童生徒の安全・安心を第一に考え、2学期始業日から9月12日（日）までの間を「健康観察期間」と位置づけ、分散登校を実施してまいりました。

今般、本県を指定地域とした緊急事態宣言が、9月13日（月）から9月30日（木）までの期間、延長されることが決定されましたが、県立特別支援学校については、「健康観察期間」に校内での感染等や児童生徒の健康上の問題が特段発生しておらず、安全な環境が確保されていると考えられること、むしろ、分散登校が長期化することにより、生活リズムの変化等に伴う児童生徒の心理的・身体的な変調や不安の拡大等が心配されることなどを総合的に判断し、感染防止対策を十分講じた上で、9月13日（月）から通常登校を開始できることとなりました。

つきましては、今後の対応等について、下記のとおりといたしますので、引き続き、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の感染状況等により、対応に変更等があった場合には、速やかに御連絡いたします。

記

1 登校方法について

通常どおりです。

2 学校における感染防止対策

学校における教育活動を行う上で、次の感染防止対策を徹底します。

- (1) 登校時に検温するとともに、「健康観察記録表」を利用して健康観察を行う。
- (2) 登校時には、手洗いや手指のアルコール消毒をしてから教室に入る。
- (3) 朝の会で担任が健康観察を行う。
- (4) 教育活動を進める中で、3つの条件（密閉・密集・密接）が重なることを防ぐ。
- (5) 室内では、マスクを着用（運動時を除く）することを基本とし、こまめな水分補給や教室の換気を徹底する。なお、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、十分な身体的距離を確保する。
- (6) 清掃時に、教職員が、教室のドア、トイレ、手すり等の共用部を消毒する。
- (7) そのほか、手洗い、咳エチケット、昼食時等の指導を行う。

3 登校する場合の留意事項について

次の対応を行いますので、御家庭においても御協力をお願いします。

(1) 登校前の健康状態の確認

毎朝、家庭で検温を行い、発熱やだるさ、咳、鼻水などの風邪症状がないかチェックして「健康観察記録表」に記入してください。

体温が37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童生徒は、自宅で休養させてください。

(2) マスクの着用

会話は教育活動上不可欠となるので、マスクの準備をお願いします。また、登下校時にもマスクの着用をお願いします（マスクの着用が難しい場合には、学校へ御相談ください）。

(3) 学校で体調不良が見られた場合の対応

児童生徒に「発熱」「風邪の症状」「倦怠感」などの体調不良が見られる場合は、早退させます。その際、お迎えをお願いしますので、連絡が取れるよう準備をお願いします。

4 家庭における健康管理について

- ・十分な休養と栄養、こまめな手洗いを心掛け、毎朝の検温を実施するなど、健康状態を確認してください。その際、学校から配布された「健康観察記録表」等を活用するなどして、日々の健康状態の把握をお願いします。
- ・発熱や咳などの症状がある場合には、かかりつけ医や最寄りの保健福祉事務所（保健所）等に電話相談し、直接医療機関を受診しないようにしてください。なお、相談先については、県庁Webページ「新型コロナウイルス感染症関連の県民相談窓口一覧」を参考にしてください。
- ・御家族の中に感染者が発生した場合は、学校まで御連絡をお願いします。

5 休日等の過ごし方について

通常登校となりますが、全県で緊急事態宣言が延長されておりますので、休日等におきましても、不要不急の外出を避けるようお願いします。特に、県外への移動や、人が集まりやすい場所（大型商業施設、カラオケ、ゲームセンター等）への出入り、友人との飲食等は厳に控えるようお願いします。